

衆議院 第八十九回国会 經濟産業委員会 議 録 第二十一号

平成二十七年六月十日(水曜日)

午前九時八分開議

出席委員

委員長 江田 康幸君

理事 佐藤ゆかり君

理事 田中 良生君

理事 八木 哲也君

理事 鈴木 義弘君

理事 穴見 陽一君

理事 石川 昭政君

理事 岡下 昌平君

理事 勝俣 孝明君

理事 黄川田仁志君

理事 佐々木 紀君

理事 白石 徹君

理事 関 芳弘君

理事 野中 厚君

理事 細田 健一君

理事 宮崎 政久君

理事 神山 洋介君

理事 篠原 孝君

理事 馬淵 澄夫君

理事 落合 貴之君

理事 國重 徹君

理事 真島 省三君

鈴木 淳司君

三原 朝彦君

中根 康浩君

富田 茂之君

井上 貴博君

大見 正君

梶山 弘志君

神山 佐市君

今野 智博君

塩谷 立君

鈴木 憲和君

富樫 博之君

福田 達夫君

宮内 秀樹君

若宮 健嗣君

近藤 洋介君

田嶋 要君

渡辺 周君

木下 智彦君

藤野 保史君

野間 健君

宮沢 洋一君

山際大志郎君

高木 暢介君

小泉進次郎君

大家 敏志君

関 芳弘君

福山 守君

田中 俊一君

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議 山崎 伸彦君
官) 岩瀬 忠篤君

政府参考人
(農林水産省農林水産政策 井上 宏司君
研究所次長) 井上 宏司君

政府参考人
(経済産業省大臣官房地域 寺澤 達也君
経済産業審議官) 寺澤 達也君

政府参考人
(経済産業省大臣官房商務 松永 明君
流通保安審議官) 松永 明君

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 平井 裕秀君
官) 平井 裕秀君

政府参考人
(経済産業省大臣官房審議 赤石 浩一君
官) 赤石 浩一君

政府参考人
(経済産業省商務情報政策 富田 健介君
局長) 富田 健介君

政府参考人
(資源エネルギー庁長官 上田 隆之君
官) 上田 隆之君

政府参考人
(資源エネルギー庁省エネ 木村 陽一君
ルギー・新エネルギー部 長) 木村 陽一君

政府参考人
(資源エネルギー庁資源 住田 孝之君
燃料部長) 住田 孝之君

政府参考人
(資源エネルギー庁電力・ 多田 明弘君
ガス事業部長) 多田 明弘君

政府参考人
(中小企業庁次長) 小林 利典君

政府参考人
(国土交通省大臣官房技術 菊地身智雄君
参事官) 菊地身智雄君

政府参考人
(環境省大臣官房審議官) 中井徳太郎君

政府参考人
(原子力規制庁原子力規制 櫻田 道夫君
部長) 櫻田 道夫君

委員の異動
六月十日 乾 敏一君

補欠選任
武村 展英君 鈴木 憲和君
福田 達夫君 今野 智博君
神山 洋介君 馬淵 澄夫君

同日 補欠選任
今野 智博君 福田 達夫君
鈴木 憲和君 宮内 秀樹君
馬淵 澄夫君 神山 洋介君

同日 補欠選任
宮内 秀樹君 武村 展英君

六月十日
貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を
改正する法律案(内閣提出第五二号)
は本委員会に付託された。

六月十日
高浜原発三、四号機差し止め仮処分福井地裁決
定に関する陳情書(福井市宝永四の三の一 寺
田直樹)第一二〇号)
不招請勧誘禁止を緩和する改正商品先物取引法
施行規則の廃止を求める陳情書外二件(佐賀市
中の小路七の一九 江崎匡慶外二名)第一二二
号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件
不正競争防止法の一部を改正する法律案(内閣
提出第四五号)
経済産業の基本施策に関する件
私的独占の禁止及び公正取引に関する件

○江田委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、不正競争防止法の一部を改正する法
律案を議題といたします。

本案につきましては、去る五日質疑を終局いた
してあります。
これより討論に入ります。
討論の申し出がありますので、これを許します。
真島省三君。

○真島委員 私は、日本共産党を代表して、不正
競争防止法の一部を改正する法律案に対し、反対
討論を行います。

本来、企業の私的財産権である営業秘密侵害行
為への規制は、民事罰を中心とした救済措置の充
実によって行われ、刑事上の処罰は抑制的、補完
的な役割に限られるべきです。

しかし、産業界は、営業秘密の流出は個別企業
だけの問題ではなく国富の損失だとし、米国経済
スパイ法を参考にした新法の制定を含めた検討を
政府に迫ってきました。本法案は、この要求に応
え、営業秘密侵害行為を国家的法益の侵害とみな
して厳罰化を図るものであり、容認できません。

反対理由の一つは、非親告罪化が営業秘密侵害
を口実とした捜査当局の過剰な介入を引き起こす
おそれがあるからです。そもそも、営業秘密は、
その外縁や内容が定かでない、処罰対象も不明確
になりがちです。非親告罪化によって警察や検察
の独自捜査が可能となることで、捜査や裁判の過

かどうかは別ですよ、中には、支払いをきちっと振り込みでやっているとところはいろいろな最低賃金のものが出てくるんですけれども、そうじゃなく、キャッシュで渡して、最低賃金を下回っちゃってでも、これであてがいぶちでやれというお店の経営者もあるんだそうです。

そうすると、やはり、今アベノミクスでデフレを解消してインフレにするんだといつてどんどん上げていったときに、今の内職をやっている人で、それは経営も厳しいかもしれないけれども、百八十四とか二百円で一時間働いている人たちがきちつと賃金が上がっていかなくなったら、物価だけどもん上がつたら生活できなくなるんじゃないですか。そこをきちつとバランスよくやっていかねばならないということですね。

特に、やはり日本で問題になっているのは、オーストラリアでは、石炭掘りしている人だとか、結局、農業に従事している、汚いとかきついだとか危険だとかというところの仕事については、人は時給が高いんですよ。でも、日本の場合は、ホワイトカラーというふうには今は死語になっている職種の人たちが給料が高い。現場で働いている人の方が給料が安い状況が、今日の日本経済の下支えをしていくんです。その人たちの給料を上げない限り、幾らホワイトカラーの人たちの給料を上げたとしても、いつになっても現場で働く人たちは報われないという社会構造を変えなくちゃいけない時期に来ているんじゃないかということなんです。

今例示を幾つか挙げさせてもらったんですけども、御答弁を大臣でも副大臣でもいただければと思います。

〔富田委員長代理退席、委員長着席〕
○山際副大臣 では、まず僕の方からさせていただきます。
全体、事実としてのマクロの数字で、総雇用者所得を見ますと、これは二〇一四年の三月以降ずつと前年比プラスでございまして、物価上昇を加味した実質でも、消費税率引き上げの影響を除

いてみれば、足元は前年比プラス傾向となっております。これは、過去十五年で最高であった昨年同様、ことしも高い水準になるということが期待されております。

また、今委員から御指摘のあった、いわゆる三Kになるのかもしれないんですが、その一例として、建設業におきまして、厚労省の調査によりますと、二十五年、二十六年の月間現金給与額の増加率、これは全産業平均よりも高くなっているという事実もございまして。

それから、全体のバランスとして賃金を上げていくということは大変重要な話でございまして、経済産業省といたしましては、経済界に対して賃上げの要請等を行ってございまして、これからはしっかりとやらせていただきたいと思います。それから、

○宮沢国務大臣 まさに今、二十年近いデフレの結果、我が国というのが本当にあらゆる物価が大変低い国になってきているということは、ある意味では、ほかの国はめちゃくちゃ高いんだということ、本当に物価が安くてという実感をもたない国民に持っていただければ実はありがたいと思つていられるところはありますけれども、一方で、今の話で、まさに最低賃金を上げていくこと、今のこととは大変大事なことで、上げていく状況というものがやってくる、上げられる状況をつくるということがやはり我々にとって最も大事なことであります。

そうした意味で、例えば成長戦略につきまして、中小企業を中心に生産性を上げていくことを、やはりしっかりと我々の具体的な政策をつくるに当たって、特に中小企業の場合はサービス業が七割を占めておりますけれども、それぞれのサービス業で性格が違っております。これらの中

小企業、サービス業の生産性を上げることが何よりも我々の政策目標であり、それを実現していくことにより最低賃金も上がっていくという状況をつくっていききたい、こういうふうな考え

おります。

○鈴木(義)委員 ありがとうございます。一つ事例を挙げさせてもらいたいと思うんですけども、これは私の解釈ですから、間違っていたら指摘してもらいたいんですけども、今までの日本のいろいろな政策の中で、許可権を法律をつくるで与えると思うんですね。その許可権を与える前提として資格を取りなさいと、いろいろな資格をどんどん取るんです。それで、資格を取ったら許可を取らなさいと、過去、戦前からやってきたんだと思いますけれども、特に戦前の場合には認可制で、それから少しづつ緩和しているんですね、許可制にして届け出制にして、いろいろな業種でワークシェアしながら仕事をしていたんだと思うんです。

そうすると、資格を取れば給料が上がる、学校も上級の高校、大学、大学院に行つた方が給料は上がるという、みんなそちらにシフトしたわけなんです。でも実際は現場で働いている人たちが日本の経済を支えているにもかかわらず、みんなそちらに向かっていたわけですね。

でも、その考え方を少し変えていかないと、現場で従事する人たちがいなくなっていくだろうというところなんです。特に、人口減少社会になっていく中で、東京はいいでしよう、でも、地方はどんどん流出したり、高齢化率が上がって、実際、サービス業でも人が集まらない状況がもう顕著に見えてきているんです。ですから、そういう人々たちをカバーする意味でも、やはり業種とか業態に応じて最低賃金の設定の仕方をもっと差をつけたいとだめなんだと思うんですね。

そのところを、産業政策だけで、経済産業省だけでできるわけじゃないんですけれども、ぜひリーダーシップをとってやってみよう、経済産業省ですから、産業全般にひとつお力添えいただくような決意を聞かせていただければ次に移りたいと思っております。よろしくお願ひします。

○宮沢国務大臣 先ほど、鉱山で大型のトラックを運転している技師の話がございましたけれども、

も、たしか今、オーストラリアとかブラジルのそういう鉱山の運転手さんというのは、逆に引き抜き合戦で、ブラジルの人がオーストラリアに引き抜かれたりというような状況が起きているようございまして、それこそかつての大阪の市バスの運転手さんよりも高い給料をもらっているというふうな現状。

一方、それはなぜできているかといひますと、やはり、オーストラリアの鉱山でありブラジルの鉱山というものが、大変競争力の高い、生産性の高い企業であるからこそできていることでありまして、卵と鶏のような話になりますけれども、やはり私は、企業、中小企業を含めての生産性を高めるということが何よりも大事なことで、思つておりました、それを通じて、まさに最低賃金も上がる、働く人の給料も上がる、こういうことをつくっていききたい、こういうふうな考えをしております。

○鈴木(義)委員 ぜひ産業政策として、今すぐとは言わなくても、きちつと落とし込めるような制度をつくっていただければありがたいと思ひます。

以上で終わります。
○江田委員長 次に、藤野保史君。
きょうは、原発事故と避難の問題を中心にお聞きをしたいと思つております。

全国保険医団体連合会という団体が、ことし二月、鹿児島、静岡、滋賀、佐賀の四県で医療介護施設にアンケートを行ひまして、原発事故の際の避難計画についての対応などを調査されております。

この全国保険医団体連合会というのは、開業医の方の六二%が加入されておりますし、勤務医の方も多数加入されている全国組織であります。このアンケートに寄せられた声に基づいてきょうはお聞きしたいと思つておりますけれども、例えばこういう声です。

シミュレーションが多岐にわたり、素人が短時

間でつくられるものではないと思う、それでよいならその計画はさるである、これは鹿児島のお医者さんの声であります。別の声としては、原発事故が起きた際、どのように動き、避難するのか、対応が全くわからない、こういう声もございました。また、事故が起こったP.A.Z住民がまず避難し、その間、U.P.Z住民は自宅待機とされているようだが、事故報道があれば皆一斉に避難するに決まっています、再稼働ありきの机上の空論だ、これは佐賀のお医者さんの意見であります。本当にどれもおそれだと思わなければなりません。

例えば、最後に紹介した、皆一斉に避難するに決まっていますという言葉でありますけれども、これはちよつと委員長にお聞きしたいんですけども、仮に百歩譲って、規制委員会がおっしゃるように、段階的避難が理想だという立場に立つとしても、やはりこういう声が実際に起こっているし、多くの国民もそう思っているというもので、これはこれで、そういう方針を持たれるとしても、そういう立場に立たれるとしても、そういう人がある、段階的避難をしない人がいる。こういう想定をしつかりしないといけないんじゃないかと思うんですが、この点について、想定しているかしていないかで結構ですので、端的にお答えください。

○田中政府特別補佐人 先生御指摘のように、原子力災害対策指針では、五キロ圏内のP.A.Zについては、そういった緊急事態が起きたときには速やかに避難する。それ以外、五キロから外については、屋内退避していただくということで、退避する場所についての機密性等の向上を求めております。結局は、むやみに外に行きますと、逆に被曝線量がふえるという問題がありますので、こういうことを申し上げています。

それから、福島県の教訓で、個人の判断でむやみに逃げてしまうと、かえって犠牲者をふやすといった経験もありますので、そういったことについてはきちつと説明をして御理解いただくことが大事だと思います。

○藤野委員 説明してというお話ですけれども、やはり現実とはなかなかそういかないと思うんですね。

福島の実例を見ましても、NHKが「クローズアップ現代」で去年の三月五日に放送している番組を見ましても、福島の場合は、三月十二日の午前五時四十分、当時、十キロ圏内の住民への避難指示が出た。しかし、この避難指示が出た途端に、十キロ圏外の人には避難指示が出たというにもかかわらず、大量の住民が逃げ出したということも、一万人のアンケートに基づいてNHKが報じておりました。やはりこれが実態だということに思わざるを得ない。だから、そこを想定して、基準なり考え方を整理していく必要があると思うんですね。

次に、屋内避難についてもお聞きをしたいと思っております。

規制委員会は、屋内避難がベストだという立場で、事前にいろいろとやられてはいると思うんですが、しかし、政府の方針でも、三十キロ圏外であっても、空間放射線量が毎時二十マイクロシーベルトを上回る地域については一時移転を指示するということを決められているわけですね。だから、屋内避難は原則だけでも、一定の線量を超えたらば、それはやはり避難してもらおう、こういう方針を持つていらつしやる認識しております。

要するに、屋内避難をやつていただけでも、もうこれじゃだめだということには逃げるということが想定されているんです。しかし、その地域の住民に安定沃素剤が配られていない。配らなくていい、事前に備蓄しなくていいという方針も持たれているわけですね。

これも委員長にお聞きしたいんですけども、屋内退避を指示しておきながら、一定の場合にはそこから出て逃げてもらおう、一時移転してもらおうということも想定しておきながら、安定沃素剤は飲ませない、備蓄もしないでいい、こういう指示を出しているということ、このままでは、そういうケースの場合は、安定沃素剤を飲ませないまま、ある意味被曝がまま、どうぞ一時移転してください、こういう基準になっているというふうに思うんですが、端的に、そういう基準でしようか。

○田中政府特別補佐人 U.P.Z内においては、少なくとも沃素剤の備蓄あるいは個人に配付しているところもあります。それから、それよりさらに遠くについても、必要があれば沃素剤の服用ができるよう、しかるべき場所で備蓄しております。

○藤野委員 そのしかるべき場所というのが問題で、地方自治体には三十キロ圏外でなくていいという方針なんです。これにも書いてあります。このパブリックコメントに対する答えの中で、別二の六という場所に、「このため、今回の原子力災害対策指針の改定では、U.P.Z外におけるプルーム通過時の防護措置として、安定ヨウ素剤の服用を求めておらず、U.P.Z外の地方公共団体がそのために安定ヨウ素剤を備蓄する必要はありません。」と書いてあるんですね。必要ないと言っているんです。にもかかわらず、一定の場合には一時移転しない、何にも飲まずにただ逃げる、こういう基準になっているんじゃないかという質問なんです。もう一回お答えください。

○田中政府特別補佐人 安定沃素剤を服用するということは、要するに放射性沃素の取り込みをできるだけ少なくするということなんです。大体、基準としては、安定沃素剤を服用しなきゃいけないのは五十マイクロシーベルトを超えるような甲狀腺への被曝が予想されるときということなんです。(藤野委員)「そういう基準だということですね。」と呼ぶ。そうですね。ですから、そこを原則として、ただ、一時移転をするというか、ある時間があったって、事故が起きて一時移転をするときには、プルームと一緒に大体沃素とか希ガスは遠く、風とともに拡散しますので、そう大きな被曝が短時間で起こるということは想定してあります。

○藤野委員 結局、備蓄もしないでいい、けれども一定の場合には逃げてもらおうという基準だということが明らかになったというふうなふうに思うんです。これではやはり非常に現場は不安に思っている。実際、保固連のアンケートでもそういう声が出ておりますし、お聞きしたある県の保険医協会の医師の方は、事故のときは安定沃素剤の服用と迅速でかつ遠距離の避難が何よりも重要という声も私はお聞きをいたしました。ですから、やはりこの基準そのものが大変大きな問題を含んでいると言わざるを得ないと思うんです。

その上で、このアンケートの全体もちよつと御紹介したいと思うんですが、配付資料の一を見ていただければと思うんです。鹿児島の例なんですけれども、非常に共通しているといえます。特徴的な状況なので御紹介しているわけですが、要するに、この赤いところがメインなんですけれども、作成済みのところというのは鹿児島市内で八施設だけ、今後作成予定が二十四、作成してないというのが百六十五ということになっておりますし、私が驚いたのは、避難計画作成に関する地方自治体等からの説明があつたかたかというので、あつたというのは百八十六に達しているわけですね。

ですから、これではやはりつくれないだろうというふうな思いますし、何も説明がなくて、おまえのところであつたと言われても無理だという声がこのアンケートにはあふれております。結局、そういうことでおまえのところであつたと言われて放り出されてつくらなかつたところに、何でつくらなかつたんですかと理由を聞くと、作成方法がわからないというのが百九で、避難計画自体が無意味だというのが三十三に上つているということ、今田中委員長がおっしゃつたように、こういう大事なあれがあるんだ、意味があるんだという説明すら受けていないものだから、避難計画そのものが無意味だということがこれだけ上つているし、作成方法もわからないというふうになっていると思うんです。

ここでやはり大臣にもお聞きしたいんですけども、

ども、安倍総理はことし三月の予算委員会で、避難計画について、まさに「介護を必要としている方々はどこにいるのか、施設には何名くらいがおり、どれだけの補助が必要なのかどうかということも、しっかりと決めました。そして、移動する際の車両等の対応等についても、かなり緻密に決めてきた」と答弁をされています。

総理大臣は原子力災害対策本部の部長であり、経産大臣は副部長であります。原子力災害対策本部は、二〇一四年九月十一日の会合で、川内地域の避難計画、これが全部具体的かつ合理的だと確認、了承もされているということで、そのときは小淵大臣ですけれども、

ですから、かなり緻密に決めてきたとまさに介護施設について総理がおっしゃっているわけであり、また、実際に地元で現場でアンケートをしてみるという状況である、配付資料一のような状況であるというところで、大臣にお聞きしたいんですが、ギャップが大きいと思われませんか。おかしいと思われませんか。この認識をちょっと。

○宮沢内閣大臣 御承知のとおり、避難計画また地域防災計画については私の担当ではございませんけれども、まさにこの川内地域につきましても、内閣府が中心となって、関係省庁と関係自治体が参画する地域原子力防災協議会を設置して、避難計画等についての支援をしてまいりました。その上で、昨年九月に、総理を議長とする原子力防災会議で、川内地域の計画の内容を確認し、了承したという経緯でございます。

そして、原子力災害対策につきましては、九月の時点でそれなりの判断をしたわけであり、九月けれども、これで完璧というものは当然ないわけでありまして、まさに議員の御指摘のようなアンケート調査も含めて、現地の要望を丁寧聞きながら、不断にその改善強化を図っていくことが大変大事だろと思うしております。

○藤野委員 私はギャップについてお聞きしたん

ですけれども、やはり物すごいギャップがあると思ふんですね。国会で総理が、かなり緻密に決めてきた、もうばっちりだと言わなければかりの答弁をされているんですが、ことし二月の調査でまさにこれだけできていないという状況なわけですから、これは本当に大きな問題があると思ふます。

その上で、もう一回、屋内退避についてお聞きしたいんですけれども、全国保団連のアンケートで共通して見られたのが、職員の避難と患者の安全の両立をどう図るかという切実な声であります。

例えば鹿児島では、こういう声です。一刻を争う場合、職員の家族と入院患者の安全をどう確保していくか、両立していくか。また、従業員の避難は考えなくていいのかという声もありました。また、佐賀のアンケートでは、職員それぞれの家族も自分たちの手を必要とする、優先順位もつけにくい、こういう声でありました。また、ひな形として示された避難計画には職員が避難の誘導を行うようになっていくが、非常事態の中、職員が施設に集まることのできるのか疑問である、こういう声も寄せられております。

つまり、屋内退避という方針を規制委員会は示されている、政府が示しているわけですから、屋内退避するその施設に職員がいるということが前提、あるいはその施設に残る、あるいはその施設の外にいたら戻ってくる、これが必要になってくると思うんですけれども、そうした想定が現実的なのかということですね。職員も、ここにありまますように、家族もいます。自分の子供たち、あるいは親や親戚の避難をどうするのか。危険を冒して屋内退避、施設に戻る、残るといふ決断ですね。

ここでもやはり、現実起きた事態を見てみたいと思うんですけれども、先ほど紹介したNHKの番組というものは、福島での屋内退避の経験も紹介しております。配付資料の二を見ていただければと思うんです

けれども、これはNHKのホームページにあったワンシーンなんですけれども、少し紹介させていただきます。

福島で事故が起きたとき、医師や看護師はどう考えたのか。屋内退避を経験した南相馬市の病院を訪ねました。院長の金沢幸夫さんは、事故の四日目、職員一人一人に、病院に残るかどうか判断を任せることにしました。

その一人、看護師の佐藤理香さんという方は、悩んだ末、小学生の息子さんと一緒に県外に避難した。その方はこうおっしゃっております。ふだん余り言わない子供たちが、もう行かないでと。スタッフが頑張っていたのを知っていて、それでも戻らなかつた、戻れなかつたというか、戻らなかつたんです。最終的には自分の判断なので。今もつらいです。本当に、本当に無責任だつたなと思つている。こういう声であります。

一方で、残つた方もいらっしゃるんですけれども、残つた方もこうおっしゃっています。娘に、死んでもいいからお母さんのそばにいたいと言われ、そういうのを後から聞いた時に、何で自分勝手というか、自分の好きなことをさせてもらったとしか言えないというふうにおっしゃっています。

つまり、福島で実際に屋内退避をめぐってこういう事態が起きていくし、これからも起きるというふうに思ふんです。規制委員長にお聞きしたいんですけれども、政府は屋内退避の方針を決められました。この方針の善否というよりも、この方針を決める際に、こうした問題、つまり、医師や職員の方に、自分の命と患者の命、あるいは家族の命と患者の命、去るも地獄、残るも地獄というような状況を強いることになる。こういう問題、つまり倫理的な問題を、この屋内退避の方針を決める際に検討されたのかどうか、この点、御答弁ください。

○田中政府特別補佐人 ます、私どもが屋内退避の方針を決める際に議論したことは、基本的に、命にかかわるような、そういう被曝を前提とはし

ておりません。国際基準を前提として、放射線障害が急速に出るようなレベルにはないということですが前提ですから、ちょっとそこは違う。

ただ、今先生が御指摘のような、人間の心の問題として、いろいろそういうことはあろうというところは理解しております。ですから、これを克服するためには、やはりきちっとした正確な知識を持つていただけるように、いろいろそういう取組みを強めていく、そういうことが大事だということふうに思います。

○藤野委員 まさにいろいろな災害でこういう状況が起こるわけですから、とりわけ原発というのは、まさにこの問題が最も過酷に厳しく問われる局面になるわけですし、そこで医療や介護に携わっている方々がそういう局面に立たざるを得なくなってしまう。屋内退避という方針は、そのことを職員に強いるわけですか。物すごい倫理的な問題を提起されているというふうには思ふんです。

この点をしっかりと検討せずに、単に屋内退避が一番ベストだという話だとすれば、これはそこで働いている方にとっては本心に厳しい問題だし、二人の方は同じように家族から言われているんです、もう行かないでくれと。そして、一人の方は、家族が、死んでもいいから来たいというふうにも、どちらを選んでも本心に厳しい状況に追い込まれて、今も苦しんでいらつしやるということであり、今も苦しんでいらつしやるという状況で、配付資料の三を見ていただきますと、これはアメリカのルールなんですけれども、去るも地獄、残るも地獄という状況をつくらないための一つの試みとして御紹介しております。これは、ハリケーンなどのある意味で事前に予測可能な災害についてのルールなので、原発とは若干違うわけですが、あれども、あえて紹介させていただきます。

ハリケーンのように大分前に来るのがわかっているときには、大体百二十時間前まではこうし、三十八時間前にはこうし、

そして、上陸時、ゼロアワーと言われるこの時間には、現場には誰もいない。要するに、消防や緊急な活動をするいわゆるプロです。医療、介護者もいるでしょう、そういうプロがいなくていいような状況をつくる、そのためのルールであります。

これは、国交省と災害関連学会の合同調査団が二〇一三年にアメリカに行かれて、このことを報告書でも紹介されて、高く評価をされております。

これは確かに、事前に予測可能な災害に関するルールでありますので、これを例えれば原発に当てはめるわけにはいかないと私も思います。ですから、こういうルール、ゼロアワールールをつくれと言っているわけではないんです。しかし、福島をめぐって、去るも地獄、残るも地獄という状況をつくらない、知恵と力を尽くす必要があるんじゃないのか、こういう提起であります。

これはちよつと大臣にも認識をお伺いしたいんですけれども、そういう意味で、こうした状況、福島の事故を経験した日本として、こうしたルール、日本の原発事故に対応したルールが必要じゃないかと思うんですけれども、この点の御認識をお伺いしたいと思います。

○宮沢国務大臣 まさに、台風のようなルールが原発に適用できないことは明らかであります。また、おっしゃる通りに、まさに事故が起ったときに、誰が被災者になるのか、また救護に当たるのかということがあらかじめなかなかわからないということもまた事実であります。また、おっしゃいますように、例えば救護に当たる方がどの程度残るかということもまた事実であります。

しかし、委員の問題意識というのは大変私もわかる場所があります、まさにそういうリスクをいろいろ常に頭で想定しながら、それを改善していく努力ということをやはり我々はしっかりとやっていかなければいけないだろうというふうに思います。

○藤野委員 やはり、政府がそういう屋内退避という方針を出しているわけですから、そこで屋内退避ということは、介護される方はもちろんですが、けれども、医療や介護に携わる方を大前提としていえると思うんですね。

その方々にも家族がいて、親や親戚がいるということも含めて、こうした問題は避けて通れないし、実際福島で経験したわけですから、ぜひこれはしっかりと検討していただきたいというふうに思うんです。周知徹底するだけでは絶対無理だと思わうんですね。そのところに置かれた人の義侠心なり使命感なりに依存するような避難計画であってはならないというふうに思うんです。

その上で、同じNHKの番組というのが玄海原発の三十キロ圏内の医療、介護機関にもアンケートを実施しております。そのことを紹介されていんですが、百十三の施設のうち六割以上が屋内退避はできないというふうに回答していることが番組で紹介されておりました。六割以上が屋内退避はできないというふうに言っているわけでありまして。その理由は、設備の対策が進まないということが一点、もう一つが、今私が申し上げた職員のリスクの問題であります。

この屋内退避という方針は、いろいろ考えた上でやられたという先ほどの答弁でしたけれども、現場の声としては、先ほど言ったように、六割以上が屋内退避できないということなんです。

規制委員長に、今の大臣の答弁もお聞きした上でもう一度お聞きしたいんですけれども、今の現場の声とその倫理的な問題について、もう一度御所見をお伺いしたいと思います。

○田中政府特別補佐人 感情、心の問題としては、先生御指摘のようなことはあろうかと思いません。ただ、福島の苦い経験を踏まえて、やはり、結果的に、犠牲になる方あるいは被害者を少なくするのはどうしたらいいかというところで検討したことが、屋内退避という一つの考え方です。ですから、そのことについては非常に理解しにくいところもあろうかと思えますけれども、き

ちつと説明をして、なぜ屋内退避がいいのか、そういうことを御説明して理解をさせていただくように努めていく以外は多分ないんだろと思うんですし、そのことをぜひやっていただきたいと思っております。

○藤野委員 説明ということなんですけれども、鹿児島の場合でも、自治体等からの説明がないというのが百八十六に上っているわけで、結局、現場には何の説明もないというのが実態だと思わうんです。

ですから、今説明とおっしゃったけれども、それが実際にはやられていないということですし、しかも、その中身としても、本当に切実に医療や介護の労働者の皆さんが求めていることが中身にしない。これではやはり、現場の声にこたえないということになり、再稼働を認めるわけにはいかないと、本日、これにて散会いたします。

○江田委員長 次回は、来る十二日金曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後零時二十四分散会

川内原発周辺の医療・介護施設の避難計画の状況

鹿児島県保険医協会アンケート結果の抜粋

	避難計画の作成状況									避難計画作成に関する自治体等からの説明					
	作成済み		今後作成予定			未作成(*)				説明あり		説明なし			
	30km 圏内	30km 圏外	30km 圏内	30km 圏外	距離 不明	30km 圏内	30km 圏外	距離 不明	合計	30km 圏内	30km 圏外	30km 圏内	30km 圏外	距離 不明	合計
鹿児島市内	0	1	0	3	1	3	81	1	85	0	1	3	83	2	88
鹿児島市以外の 原発周辺8自治体	6	1	14	6	0	46	29	5	80	10	1	57	35	6	98
合計	8		24			165				12		186			

鹿児島市以外の原発周辺8自治体…長島市、阿久根市、出水市、薩摩川内市、さつま町、始良市、いちき串木野市、日置市

(*)避難計画未作成の理由(複数回答)

「作成方法が分からない」…109、「避難計画が無意味だと思う」…33、その他…50

●実施期間

2015年2月1日～2月20日

●対象

鹿児島市内の病院・有床診療所、介護福祉施設
389機関(うち、90機関から回答) [回答率:23.1%]原発周辺8自治体の病院・有床診療所、介護福祉施設
322機関(うち、110機関から回答) [回答率34.2%]

屋内退避の課題 “誰が残るのか”

福島で事故が起きたとき、医師や看護師はどう考えたのか。
屋内退避を経験した南相馬市の病院を訪ねました。
院長の金澤幸夫さんは事故の4日目、職員一人一人に病院に残るかどうか、判断を任せることにしました。
原発事故が深刻化する中、職員の3分の2が病院を離れていきました。

その一人、看護師の佐藤理香さんです。
悩んだ末、小学生の娘と息子を連れて県外に避難しました。

看護師 佐藤理香さん

「ふだんあまり言わない子どもたちが、(病院に)もう行かないでって。
スタッフが頑張っていたのを知って、それでも(病院に)戻らなかった、
戻れなかったというか、戻らなかったんですね。
最終的には自分の判断なので。
今もつらいです、本当に。本当に無責任だったなと思って。」

一方病院に残った職員も、当時の判断が正しかったのか今も悩んでいます。
看護師の小野田克子さんです。
一度は福島市に避難した中学生の娘。
お母さんと離れたくないと言われ、病院で一緒に寝泊まりすることになりました。
娘を危険にさらしてしまったと考えています。

看護師 小野田克子さん

「(娘に)『死んでもいいからお母さんのそばにいる』と言われて、そういうのを後から聞いた時に、なんて(自分)勝手というか。
自分の好きなことをさせてもらったとしか言えない。」



出所: 2014年3月5日放送 NHKクローズアップ現代
「原発事故にどう備えるか 検証 避難計画」
(NHKホームページ)から

「去るも地獄、残るも地獄」という 状況を作らないための一つの試み

“ゼロアワー・ルール” (事前予測可能な災害について)

いつ

何を

誰が

タイムライン	防災行動	機関
上陸120時間前	防災行動レベルを「レベル2」にする	全機関
96時間前	避難所の計画と準備を始める	州・市・町
96時間前	住民避難の計画と準備を始める	州・市・町
72時間前	州知事による緊急事態宣言	州
48時間前	防災行動レベルを「レベル3」にする	全機関
48時間前	州・郡の避難所の準備始める	州・交通関係機関
36時間前	車両の一方通行規制の準備始める	州・交通関係機関
36時間前	州知事による避難勧告	州
36時間前	州・郡の避難所を開設する	州・交通関係機関
24時間前	車両一方通行規制の開始	州・交通関係機関
24時間前	公共輸送機関の停止	関連機関
12時間前	高台への緊急退避呼びかけ	州・市・町
上陸時 (ゼロ・アワー)	警察・消防の活動停止 住民・職員全員退避	警察・消防